

番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間（日数）		審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
				標準処理期間	標準処理期間を定めない理由			
322	小学校、中学校等への就学義務の猶予又は免除	学校教育法	第18条	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	学校教育課
323	小学校又は中学校の変更	学校教育法施行令	第8条	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	法令のとおり	—	学校教育課
324	区域外就学等	学校教育法施行令	第9条	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定している	—	学校教育課
325	学校施設利用の許可	社会教育法	第45条第1項	即日から7日間	—	設定している	—	社会教育課